（前のページより続き）

○農業信用保証保険法第二条第三項及び第六十六条第一項第一号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金及び主務大臣が指定する農業協同組合を定める件の一部を改正する件（**財務・農林水産**七）

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき、平成二十四年等に発生した激甚災害に係る特定地方公共団体の指定をする件（**文部科学・厚生労働・農林水産・国土交通**一）

○農業近代化資金融通法施行令第一条第九号の規定に基づき、同号の農林水産大臣の定める事項及び農林水産大臣の定める基準を定める件及び農業近代化資金融通法施行令第三条第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣の定める団体を定める件の一部を改正する件（**農林水産**五七五）

○平成二十四年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件（**同**五七六）

○平成二十四年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件（**同**五七七）

○平成二十四年に発生した林道についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件（**同**五七八）

○平成二十四年に発生した林道についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件（**同**五七九）

○平成二十四年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件（**同**五八〇）

○平成二十四年に発生した林道についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件（**同**五八一）

○平成二十三年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件（**同**五八二）

○平成二十四年に発生した農林水産業共同利用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十九条第一項第一号の区域を告示する件（**同**五八三）

○保安林の指定をする件（**同**五八四～六二二）

〔官庁報告〕

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）

本号で公布された法令のあらまし

◇登記手数料令等の一部を改正する政令（政令第五八号）（法務省）

一　登記手数料令の一部改正

1　登記事項証明書又は登記簿の謄本若しくは抄本の交付についての手数料を改めることとした。（第二条第一項及び第五項関係）

2　登記事項要約書の交付についての手数料を改めることとした。（第二条第二項関係）

3　地図等の写しの交付についての手数料を改めることとした。（第二条第三項関係）

4　土地所在図等の写しの交付についての手数料を改めることとした。（第二条第四項関係）

5　概要記録事項証明書の交付についての手数料を改めることとした。（第二条第八項関係）

6　登記所の使用に係る電子計算機と請求人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う登記事項証明書等の交付の請求に関する手数料を改めることとし、当該証明書を窓口で交付する場合の手数料を定めることとした。（第三条第一項～第三項関係）

7　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う概要記録事項証明書の交付についての手数料を改めることとし、当該証明書を窓口で交付する場合の手数料を定めることとした。（第三条第四項第五号関係）

8　登記簿又はその附属書類の閲覧についての手数料を改めることとした。（第五条第一項関係）

9　地図等の閲覧についての手数料を改めることとした。（第五条第二項関係）

10　製造中の船舶の登記がないことの証明についての手数料を改めることとした。（第六条関係）

11　筆界特定書の写しの交付についての手数料を改めることとした。（第九条第一項関係）

12　筆界特定の手続において作成された図面の写しの交付についての手数料を改めることとした。（第九条第二項関係）

13　筆界特定手続記録の閲覧についての手数料を改めることとした。（第九条第三項関係）

14　印鑑の証明書の交付についての手数料を改めることとした。（第一〇条第一項関係）

15　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う印鑑の証明書の交付の請求に関する手数料を改めることとし、当該証明書を窓口で交付する場合の手数料を定めることとした。（第一〇条第二項関係）

16　電気通信回線による登記情報の提供に関する法律による登記情報並びに地図等及び土地所在図等が記録されたファイルに記録されている情報の提供についての手数料を改めることとした。（第一三条第二号～第四号関係）

二　不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令による改正前の登記手数料令の一部改正

商号調査簿等の謄本等の交付及び登記事項に変更がないこと等の証明についての手数料を改めることとした。（第二条第二項及び第四条第一項関係）

三　鉱害賠償登録令の改正

鉱害賠償登録簿の謄本等の交付及び当該登録簿等の閲覧についての手数料を改めることとした。（第八条第二項及び第三項関係）

四　抵当証券法施行令の改正

抵当証券の控えの謄本等の交付及び当該抵当証券の控え等の閲覧についての手数料を改めることとした。（第八条第一項及び第二項関係）

五　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇平成十二年から平成二十三年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第五九号）（内閣府本府）

1　平成一二年から平成二三年までの間の火山現象による激甚災害で東京都三宅村の区域に係るものについての災害の期間を、平成一二年から平成二四年までの間に改正することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。